

立地推進部総合評価方式試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、茨城県が条件付一般競争入札により発注する建設工事において、工事の品質確保を目的として価格に加えて入札参加希望者の技術力を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 総合評価方式とは、価格のほかに、価格以外の技術的な要素を評価の対象に加え、品質や施工方法等を総合的に評価し、技術と価格の両面から最も優れたものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。

2 総合評価方式は、当該工事の難易度等に応じて、以下の五つの方式に区別する。

(1) 特別簡易型 (I)

設計金額(税込)3千万円未満の技術的な工夫の余地が少ない一般的で小規模な工事において、施工の確実性を確保するため、施工計画の評価を要件とせず、同種・類似工事の経験、工事成績等に基づき技術力と価格とを総合的に評価するもの。

(2) 特別簡易型 (II)

設計金額(税込)3千万円以上の技術的な工夫の余地が少ない一般的で小規模な工事において、施工の確実性を確保するため、施工計画の評価を要件とせず、同種・類似工事の経験、工事成績等に基づき技術力と価格とを総合的に評価するもの。

(3) 簡易型

技術的な工夫の余地が小さい工事において、施工の確実性を確保するため、簡易な施工計画や同種・類似工事の経験、工事成績等に基づき技術力と価格とを総合的に評価するもの。

(4) 標準型

技術的な工夫の余地が大きい工事において、県が求める工事内容を実現するための施工上の技術提案を求める場合は、同種・類似工事の経験、工事成績等と併せ、安全対策、交通・環境への影響、工期の縮減等の観点から技術提案を求め、技術力と価格とを総合的に評価するもの。

(5) 高度技術提案型

技術的な工夫の余地が大きい工事において、構造物の品質の向上を図るための高度な技術提案を求める場合は、同種・類似工事の経験、工事成績等と併せ、強度、耐久性、維持管理の容易さ、環境の改善への寄与、景観との調和、ライフサイクルコスト等の観点から、高度な技術提案を求め、技術力と価格とを総合的に評価するもの。

3 総合評価方式の審査方法は以下の方式から選択する。

(1) 事前審査方式

入札参加希望者から提出された入札参加者全員の技術資料を入札前に審査・評価をし、その評価結果と入札結果から評価値を算出のうえ落札者を決定する方法。

(2) 事後審査方式

入札参加希望者から提出された自己採点表と入札結果をもとに、入札参加者全員の仮の評価値を算出し、仮の評価値で1位となった入札参加者(落札候補者)のみ、

自己採点表と技術資料を審査・評価をして落札者を決定する方法。審査の結果、仮の評価値に変動があり1位が入れ替わった場合は、新たに1位となった者の技術資料等の審査・評価をして落札者を決定する。

(特別簡易型 (I) 及び特別簡易型 (II) を適用する工事の選定)

第3条 本要領における特別簡易型 (I) 及び特別簡易型 (II) の対象工事は、工事規模や技術的な工夫の余地が比較的小さい一般的な工事で、施工者の経験や体制等により、施工の確実性に相当程度の差異が生じると認められる工事であって、入札委員会の長が必要と認める工事とする。

(簡易型を適用する工事の選定)

第4条 本要領における簡易型を適用する工事は、工事規模や技術的な工夫の余地が比較的小さい工事で、かつ施工上の課題等があり施工者の経験や体制及び施工方法等により、施工の確実性に相当程度の差異が生じると認められる工事であって、入札委員会の長が必要と認める工事とする。

(標準型又は高度技術提案型を適用する工事の選定)

第5条 本要領における標準型又は高度技術提案型の対象工事は、以下の一に該当する工事であって、入札委員会の長が必要と認める工事とする。

- (1) 工事に関連して生ずる補償費や維持更新費を含むライフサイクルコストを加えた総合的なコストに関し、入札者の提示する性能、機能、技術等（以下「性能等」という。）により、工事価格に相当程度の差異が生ずると認められる工事
- (2) 環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、省資源対策又はリサイクル対策等の社会的要請への対応を必要とする工事であって、入札者の提示する性能等によって、工事価格の差異に比べて対策の達成度に相当程度の差異が生ずると認められる工事
- (3) 入札者の提示する性能、機能、技術等によって、工事価格の差異に比べて、工事目的物の初期性能の持続性、強度、安定性などの性能・機能に相当程度の差異が生ずると認められる工事

(学識経験者への意見聴取)

第6条 主管課長又はチームリーダー（以下「主管課長等」という。）は、落札者決定基準を定めようとするときは、学識経験を有する2人以上の者の意見をあらかじめ聴かなければならない。

- 2 主管課長等は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。
- 3 前二項に規定する意見聴取を行うため、立地推進部長は、総合評価委員会を設置する。総合評価委員会の運営等については、別に定めるものとする。

(技術資料の提出依頼)

第7条 主管課長等は、総合評価方式で発注しようとする場合は、当該工事に関する施工能力の審査及び価格以外の評価を行うために必要な資料（以下「技術資料」という。）について、入札公告等により入札参加希望者に提出を依頼するものとする。

2 前項において、主管課長等は、当該工事が総合評価方式の試行工事である旨を明示するものとする。

3 技術資料は、次のとおりとする。

主管課長等は、(1)から(3)までについては、総合評価方式で発注しようとする全ての工事において提出を依頼し、その他については必要と認める資料のみ提出を依頼するものとする。

- (1) 自己採点表兼評価点算定資料一覧表（様式第1号）
- (2) 工事成績評定評価対象工事資料（様式第2号）
- (3) 施工実績評価資料（様式第3号）
- (4) 配置予定技術者評価資料（様式第4号）
- (5) 施工計画（様式第5号）
- (6) 災害協定に基づく地域貢献実績評価資料（様式第6号）
- (7) 地域活動実績評価資料（様式第7号）
- (8) 技術提案書（様式8号）
- (9) 県内下請負の選定評価資料（様式第9号）
- (10) 企業の新規雇用実績（様式第14号）
- (11) 若手又は女性技術者の配置（様式第15号）
- (12) 登録基幹技能者の配置（様式第16-1号）
- (13) 災害時の基礎的事業継続力認定資料（様式第17号）
- (14) ICT施工技術の活用計画書（様式第18号）
- (15) 週休2日制工事の施工実績（様式第19号）
- (16) 防疫協定に基づく防疫業務実績評価資料（様式第20号）
- (17) 技術資料の一括提出申請書【一括審査方式】（別記様式第0号）

(技術資料の提出方法)

第8条 入札参加希望者は、設定された評価項目に応じて前条に定める技術資料を提出するものとする。

(技術資料の審査)

第9条 提出された技術資料の審査については、別に定める審査委員会により審査を行うものとする。

2 前項の審査を行う場合においては、必要に応じて入札参加希望者に対して、事前にヒアリングを実施するものとする。

3 ヒアリングは、主管課長等が関係者の出席を求めて実施するものとする。

4 審査基準については、別に定めるものとする。

(技術資料の審査及び評価の通知)

- 第10条 主管課長等は、技術資料の審査並びに当該工事で定めたその他の入札参加資格要件を審査の上、その結果を一般競争入札実施要領（以下「要領」という。）第10条に定める競争参加資格確認通知書により通知するものとする。
- 2 主管課長等は、前条に規定する技術資料を審査し、評価が完了したことを入札前に通知するものとする。
 - 3 事後審査方式の場合は、前項の規定にかかわらず、技術資料の評価完了後の通知はしないものとする。

(技術提案の募集)

- 第11条 主管課長等は、標準型又は高度技術提案型による総合評価方式で発注しようとする場合は、入札公告等を行う際に、当該工事が総合評価方式の試行工事である旨及び評価の対象とする性能等に対して要求する要件（以下「技術的要件」という。）、評価基準、並びに発注者が標準として示した図面及び仕様書等（以下「標準案」という。）の内容について、標準案と異なる設計及び施工方法等に関する提案（以下「技術提案」という。）を求める旨を明示するものとする。
- 2 前項において明らかにする技術的要件については、当該工事の目的・内容に応じ、事務・事業上の必要性等の観点から評価項目を設定するものとする。
なお、評価項目は、当該工事に係る契約において、その内容が担保できるものに限るものとする。

(技術提案を求める範囲)

- 第12条 技術提案を求める範囲は、設計及び施工方法等に関するもので、原則として設計図書において指定されたもののうち、総合評価方式による評価方法によって県に有利となる調達が可能な提案を期待できるもので、民間の技術開発等を積極的に活用することが適切と認められるものの中から、工事の特性に応じて定めることとする。

(技術提案の提出方法)

- 第13条 入札参加希望者は、技術提案を行う場合は、その内容を明示した技術提案書（様式第8号）を競争参加資格確認申請書等の提出の際に併せて提出するものとする。

(技術提案の審査)

- 第14条 提出された技術提案書の審査については、審査委員会により審査を行うものとする。
- 2 前項の審査を行う場合においては、必要に応じて入札参加希望者に対して、事前にヒアリングを実施するものとする。
 - 3 ヒアリングは、主管課長等が関係者の出席を求めて実施するものとする。
 - 4 技術提案書の審査に当たっては、性能等の確保、施工の確実性・安全性、材料の品質及び標準案と比較した経済性並びに目的物への影響等を評価して採否を決定するものとする。
 - 5 前項における技術提案書の採否については、様式第10号により競争参加資格確認通

知書等に併せて通知することができるものとする。

- 6 技術提案書が適正と認められない場合において、標準案に基づいて施工する意思がある者は、標準案に基づいて施工することができるものとする。
- 7 技術提案書が適正と認められない旨の通知があった者は、理由について説明請求を行うことができるものとする。

(入札の実施)

第15条 標準型又は高度技術提案型による入札の実施においては、入札参加者は、前条により技術提案を採用された場合は当該提案に基づく入札を行い、技術提案を採用されない場合において標準案による施工の旨を提出している場合は、標準案に基づく入札を行うものとする。

(総合評価の方法)

第16条 総合評価における評価値の算出方法は、除算方式を基本とする。

- 2 除算方式による評価値は、入札参加者から提出された技術資料及び技術提案について各評価項目を点数化した得点の合計値（以下「評価点」という。）に、標準点を加えた技術評価点を入札価格で除して求めるものとする。

$$\begin{aligned} \text{【除算方式】} \quad \text{評価値} &= \text{技術評価点} / \text{入札価格} \\ &= (\text{標準点} + \text{評価点}) / \text{入札価格} \end{aligned}$$

- 3 評価項目の得点配分は、主管課長等がその必要度・重要度に応じて定める。

(落札者の決定)

第17条 総合評価方式における落札者は、特別簡易型（Ⅰ）及び特別簡易型（Ⅱ）にあつては次の各要件のうち（1）から（3）までに該当する者、簡易型にあつては（1）から（4）までに該当する者、標準型又は高度技術提案型にあつては（1）から（3）まで及び（5）に該当する者のうち、前条によって得られた評価値が最も高い者とする。

- (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。
 - (2) 評価値は、基準評価値（予定価格の算出の前提となる状態で想定される得点（複数の評価項目を設定した場合は、その合計点）を予定価格（補償費等の支出額等を評価する場合においては、予定価格に予定価格の算出の前提となる状態で想定される補償費等の支出額等を加算した価格）で除した数値）を下回っていないこと。
 - (3) 別に定める低入札価格調査制度の調査において失格とならないこと。
 - (4) 施工計画の評価が不可でないこと。
 - (5) 当該工事に係る性能等が、技術的要件に関する最低限の要求要件を全て満たしていること。
- 2 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を定める。
 - 3 主管課長等は、入札書取書（様式第11号）により入札の経過を明らかにしておくものとする。

(責任の所在等)

第18条 発注者が技術提案書を適正と認めることにより、当該技術提案書に基づく工事に関する建設業者の責任が軽減されるものではないこと、また、性能等に係わる提案が履行できなかった場合で再度施工が困難あるいは合理的ではない場合は、契約金額の減額、損害賠償等を行う旨を入札説明書及び契約図書に記載するものとする。

(提案内容の保護)

第19条 技術提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、提案者に通知することなく茨城県が発注する工事に無償で使用できるものとする。

ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りでない。

(提案書類の作成費用)

第20条 入札参加希望者が技術資料及び技術提案書の作成に要した一切の費用は、入札参加希望者の負担とする。

(評価結果等の公表)

第21条 総合評価方式を適用した工事において落札者を決定した場合は、契約（議決を要するものについては仮契約）後速やかに様式第12号により次の事項を公表する。

- (1) 入札参加者名
- (2) 各入札参加者の入札価格
- (3) 各入札参加者の技術評価点
- (4) 各入札参加者の評価値

(簡易型及び特別簡易型における特例)

第22条 簡易型、特別簡易型（Ⅰ）及び特別簡易型（Ⅱ）による場合には、要領第8条第1項の規定にかかわらず、競争参加資格の確認は入札前には行わない。また、同条第2項の規定にかかわらず、確認は、開札日現在をもって行うものとする。

- 2 主管課長等は、入札参加希望者より競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出があったときは、競争参加資格確認申請書受付票の交付を行うものとする。
- 3 主管課長等は、第1項の場合においては、第10条の規定にかかわらず、競争参加資格の確認結果を通知しないものとし、要領第12条の規定にかかわらず、入札参加者に入札の執行に先立ち、競争参加資格確認通知書の写しの提出を求めないものとする。
- 4 主管課長等は、開札後の参加資格の確認は、落札候補者のみ行うものとし、落札候補者が競争参加資格を満たしていないと認められる場合には、次順位者の競争参加資格の確認を行うものとする。なお、この場合において、主管課長等は、入札参加者に入札が保留となった旨を通知した上で、要領第8条第1項の規定に基づき、入札委員会に諮り、競争参加資格の有無について確認を行うものとする。
- 5 主管課長等は、前項の規定に基づく確認の結果、落札候補者に参加資格がないとされた場合には、当該入札参加者に要領第10条の規定に基づき通知するものとする。
- 6 第9条の規定に基づく技術資料の審査において、欠格となった者のした入札は、無効

とする。

- 7 主管課長等は、建設工事を特定建設工事共同企業体に請け負わせようとするときは、前六項の規定は適用しないものとし、特定建設工事共同企業体の結成基準その他の審査に関する手続きは、従前どおりとする。

(その他)

- 第23条 この要領に定めのない事項及びこれにより難い事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

付 則

- 1 この要領は、令和4年9月1日から施行する。
- 2 この要領に基づき入札を行うときは、茨城県建設工事等電子入札システム、又は紙入札（郵便入札）により実施するものとする。
- 3 この要領に定めのない事項については、他の要領の規定によるものとする。

付 則

- 1 この要領は、令和4年10月1日から施行する。

自己採点表
兼評価点算定資料一覧表

年 月 日

茨城県知事 殿

住 所： _____

商号又は名称： _____

代表者氏名： _____

連絡先 所属：(株)〇〇〇〇 氏名：△△ 電話番号： _____

FAX： _____

下記工事について、総合評価事前審査方式に伴う技術資料を提出します。

なお、内容については事実と相違ないことを誓約します。

工事番号・工事名： _____

工事場所： _____

評価項目	評価基準	配点	評価点	該当 (入力)	自己 評点	提出様式 (該当頁) 等
1 工事成績評定 (対象業種：土木一式工事)	「81点以上かつ工事件数5件以上」	4.0点	4.0点			(対象工 件) 様式第2号 (P ~)
	「81点以上」又は「80～81点未満の工事件数5件以上」		3.5点			
	「80～81点未満」又は「78～80点未満の工事件数5件以上」		3.0点			
	「78～80点未満」又は「76～78点未満の工事件数5件以上」		2.5点			
	「76～78点未満」又は「74～76点未満の工事件数5件以上」		2.0点			
	「74～76点未満」又は「72～74点未満の工事件数5件以上」		1.5点			
	「72～74点未満」又は「70～72点未満の工事件数5件以上」		1.0点			
	72点未満・対象なし		0.0点			
2 企業の施工実績	〇〇以上の〇〇工事の実績有り	1.0点	1.0点			様式第3号 (P ~)
	〇〇以上の〇〇未満の工事の実績有り		0.5点			
	上記以外		0.0点			
3 配置予定技術者の施工経験	〇〇以上の〇〇工事の経験有り	1.0点	1.0点			様式第4号 (P ~)
	〇〇以上の〇〇未満の工事の実績有り		0.5点			
	上記以外		0.0点			
4 配置予定技術者の保有資格	〇〇を有する	2.0点	2.0点			競争参加資格確認資料 【(5)に記載(P ~)
	上記以外		0.0点			
5 優秀主任 (監理) 技術者の受賞	知事表彰又は企業局長表彰の受賞有り	1.0点	1.0点			年度 区分 転籍
	事務所長表彰の受賞有り		0.5点			
	受賞無し		0.0点			
6 ICT施工技術の活用	全ての施工プロセスで活用する	2.0点	2.0点			様式18号 (P ~)
	一部の施工プロセスで活用する		1.0点			
	活用なし		0.0点			
7 週休2日制工事の施行実績	履行実績取組証有り	1.0点	1.0点			様式第19号 (P ~)
	履行実績取組証無し		0.0点			
8 災害協定に基づく地域貢献の実績	工事箇所の存する市町村における夜間・休日の実績有り	3.0点	3.0点			様式第6号 (P ~)
	工事箇所の存する市町村における実績有り		2.0点			
	実績有り		1.0点			
	実績無し		0.0点			
9 防疫業務の実績	実績有り	1.0点	1.0点			様式第20号 (P ~)
	実績無し		0.0点			
10 地域活動(ボランティア)の実績	茨城県・工事箇所の市町村・土地改良区が管理する社会資本の維持管理の実績有り	0.5点	0.5点			様式第7号 (P ~)
	実績無し		0.0点			
11 地域内拠点の有無	〇〇に本店有り	2.0点	2.0点			建設業許可申請様式 第1号及び別紙2
	上記以外		0.0点			
12 県内下請負の選定計画	県内業者との契約予定金額の合計が〇万円以上	1.0点	1.0点			様式9号 (P ~)
	内業者との契約予定金額の合計が△万円以上〇万円未満		0.5点			
	上記以外		0.0点			
13 企業の新規雇用計画	雇用実績有り	1.0点	1.0点			様式第14号 (P ~)
	雇用実績無し		0.0点			
14 若手又は女性技術者の配置	若手又は女性技術者の配置有り (主任・監理技術者の有資格者)	1.0点	1.0点			様式第15号 (P ~)
	若手又は女性技術者を現場代理人に配置有り (資格要件無)		0.5点			
	若手又は女性技術者の配置無し		0.0点			
15 登録基幹技能者の配置	配置有り	1.0点	1.0点			様式第16-1号 (P ~)
	配置無し		0.0点			
16 災害時の基礎的 事業継続力の認定	認定有り	1.0点	1.0点			様式第17号 (P ~)
	認定無し		0.0点			
17 施工計画		.点				(P ~)
18 技術提案		.点				(P ~)
		合計	23.5点		0.0点	全 頁

様式第2号（評価項目算定用）

工事成績評定評価対象工事資料

工事名： _____

商号又は名称： _____

発注業種： _____

業者番号（単体）： _____

No	発注者名	評価対象工事 の工事番号	評価対象工事の名称	工事場所	受注金額（円）	工事期間	業種	工事 成績	受注 形態	共同企業体による受注の場合の請負者名	共同企業体による受注の場合の業者番号 （経常JVのみ）
1					()						
					()						
					()						
					()						
					()						
					()						
				対象工事件数	0	工事成績の評定の合計		0	平均値	0.0	

(注)

1 評価対象となるすべての工事について記載すること。

(評価対象：直近の過去5ヶ年度（〇.4.1～〇.3.31）に竣工した**茨城県立地推進部、土木部及び茨城県企業局発注の1千万円以上の工事**のうち、当該工事の発注業種と同一の業種の工事)

2 当該評価項目について実績を有しない場合は、本書の提出を要しない。

3 受注金額の（ ）は、共同企業体の場合の全体額を記入すること。

4 受注形態は、単体又は〇〇・□□JV（出資比率〇〇%）と記載すること。

5 共同企業体にあつては、すべての構成員の施工実績をそれぞれ記載すること。

6 共同企業体としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。

施 工 実 績 評 価 資 料

工事番号：

工事名：

商号又は名称：

工 事 概 要 等	発注者名	
	工 事 名	
	工事箇所	
	受注金額	円 (円)
	工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
	受注形態	
	工事概要	<p>(記載例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管推進工 工事延長 L=〇〇〇. 〇m 管推進工 (φ〇〇〇mm) L=〇〇〇. 〇m (〇スパン) マンホール設置工 (φ〇〇〇mm) 〇 箇所
CORINS登録の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・有 (CORINS登録番号) ・無 	

(注)

- 1 記載する同種・類似工事の実績の件数は1件でよい。
- 2 当該評価項目について実績を有しない場合は、本書の提出を要しない。
- 3 受注金額の () は、共同企業体の場合の全体額を記入すること。
- 4 受注形態は、単体又は〇〇・□□JV (出資比率〇〇%) と記載すること。
- 5 共同企業体としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。
- 6 工事概要は、評価基準に該当する工事であることが確認できるように記載すること。
- 7 当該工事の内容を証明できるもの (竣工時工事カルテ、契約書、図面の写し等) を添付すること。

様式第4号 (評価項目算定用)

配置予定技術者評価資料

工事番号：

工事名： _____

商号又は名称： _____

区	分	主任技術者 監理技術者	ふりがな 氏名		年齢	歳
所	属	会	社	建設業許可番号	—	

監理技術者資格者証番号		取得年月日	年	月	日
監理技術者講習修了証番号		修了年月日	年	月	日
その他の資格	(資格の名称)	取得年月日	年	月	日
工 事 経 験	発注者名				
	工事名				
	工事箇所				
	受注金額				
	工期	年 月 日 ~ 年 月 日			
	従事役職				
	工事概要				
CORINS 登録の有無	・有 (CORINS 登録番号)		・無		

申請時における 他工事の従事状況等	発注者名				
	工事名				
	工事箇所				
	工期	年 月 日 ~ 年 月 日			
	従事役職				
	本工事と重複する場合の対応措置				
	CORINS 登録の有無	・有 (CORINS 登録番号)		・無	

(注)

(共通)

- 1 記載する同種・類似工事の実績の件数は1件でよい。
- 2 当該評価項目について実績を有しない場合は、本書の提出を要しない。
- 3 本工事に主任技術者又は監理技術者(特例監理技術者含む)として配置する予定の技術者(以下「技術者」という。)1名について作成すること。
- 4 実際の工事の施工にあたって、種々の状況からやむを得ないものとして発注者が承認した場合のほかは、本書に記載した技術者以外の者への変更は認めない。

(資格について)

- 5 監理技術者(特例監理技術者含む)にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証の写しを添付すること。

【また、(資格の名称)の資格認定証明書の写しを添付すること。】(必要がある場合のみ記載する。)

(工事経験について)

- 6 工事概要は、評価基準に該当する工事であることが確認できるように記載すること。
- 7 工事経験を有する工事は、施工実績評価資料(様式第3号)の工事と同一でなくてもよい。
- 8 共同企業体の構成員としての経験の場合は、出資比率20%以上の場合に限る。
- 9 当該工事の内容を証明できるもの(竣工時工事カルテ、契約書、図面の写し等)を添付すること。

(他工事の従事状況について)

- 10 本書の提出日現在における他工事の従事状況は、従事しているすべての工事について記入すること。複数ある場合は、本書を従事工事数分作成すること。

施 工 計 画

工 事 名		会 社 名	
		作成年月日	
工 事 箇 所		作 成 者 氏 名	

○課題①：□□□に関する留意点と対策について

- (1) △△・・・△△
 ・○○・・・○○
- (2) △△・・・△△
 ・○○・・・○○
- (3) その他の工夫
 ・○○・・・○○

○課題②：□□□に関する留意点に対策について

- (1) △△・・・△△
 ・○○・・・○○
- (2) △△・・・△△
 ・○○・・・○○
- (3) その他の工夫
 ・○○・・・○○

○課題③：□□□に関する留意点と対策について

- (1) △△・・・△△
 ・○○・・・○○
- (2) △△・・・△△
 ・○○・・・○○
- (3) その他の工夫
 ・○○・・・○○

(注)

- 1 本書は、配置予定技術者が作成し、A4用紙2枚以内で記述すること。
- 2 文書スタイルは、1行あたり45文字、43行とし、文字の大きさは10ポイントとする。
- 3 記載する留意点と対策等については、課題①・②・③ごとに、それぞれ5項目以内とすること。（記載順に6項目以降については評価の対象としない。）
- 4 必要に応じ、施工計画に記述した内容を補足説明するための資料（図面、写真等）を別途添付しても良いが、審査資料とはしない。
- 5 必要に応じ、配置予定技術者に対し施工計画に関するヒアリングを実施することがある。
- 6 課題に対する留意事項だけでなく、その具体的な対策案についても記述すること。
- 7 “その他の工夫”に記載した内容についても、想定した評価ポイントと同等以上のものは評価の対象とする。
- 8 上記記載例にしたがって記載すること。（発注者が記載した評価ポイント2項目【（1）、（2）】に対する対策とその他の工夫【（3）】を明確に分けて記載すること。）項目ごとに明確に記載されていない場合は評価の対象としない。

様式第6号 (評価項目算定用)

災害協定に基づく地域貢献実績評価資料
(県に対する地域貢献 (災害活動) の実績)

工事名: _____

商号又は名称: _____

災害時の地域貢献概要	災害協定の名称	
	協定締結者	茨城県 (※県担当課所: ○○課・○○土木 (工事) 事務所) ○○協会
	地域貢献の種類 (災害名等も記載)	(例: 令和元年東日本台風に基づく応急復旧工事、平成 年 月 日 時 分発生地震 (震度5)、大雨・洪水警報、暴風雪警報に基づく県道○○線パトロール)
	地域貢献の実施年月日 及び時間	(例: 平成 年 月 日 時 分 ~ 時 分頃)
	地域貢献の場所	○○市町村 ○○地内 ほか
	地域貢献の事実を確認 できる貢献の相手方又は 第三者等の住所・氏名 ・電話番号	
	地域貢献の実施内容 (具体的に)	
土木部防災訓練等の参加		令和○年○月○日に実施した情報伝達確認に参加している。

(注)

- 1 当該評価項目について実績を有しない場合は、本書の提出を要しない。
- 2 茨城県と締結している災害時の応急対策協定による要請に基づき行った災害時地域貢献 (災害活動) の実績及び土木部防災訓練等 (情報伝達確認含む) について記載すること。なお、記載する実績は1件でよい。
- 3 地域貢献の実績は、入札日の属する年度を除く直近5ヶ年度において災害時の応急対策協定の要請により実施した被害状況の調査 (パトロール) ・損壊箇所等の緊急措置・応急復旧工事・建設資材等の調達及輸送等の活動で、活動に要した費用の支払いの有無に係わらず、協定に基づく活動実績について評価の対象とする。
- 4 評価対象期間に地域貢献の実績があったとしても、入札公告日直近に実施した土木部防災訓練等 (情報伝達確認含む) に参加していない場合は評価対象外とする。
- 5 災害協定を締結していることを証明する書類 (協定書の写し) を添付すること。
- 6 災害時地域貢献の実績内容を確認できるように記載すること。また、実績を証明する書類を添付すること。
(協定の協力要請に基づく実績であることを証明する書類を添付すること。協定締結団体等の証明書など)
- 7 地域貢献の種類については、災害名等も記載すること。
- 8 地域貢献の時間については、概ねの作業時間を記載すること。
- 9 評価基準「工事箇所に存する市町村における夜間・休日の実績有り」の評価において、夜間 (17時~8時の時間帯) の実績とそれ以外の実績の時間がまたがる場合については、夜間の実績が1時間以上ある場合に評価する。また、実績を証明する書類を添付すること。(発注者に提出した書類の写しなど)
- 10 地域貢献の事実を確認できる相手方の電話番号については、記載可能な場合に記載すること。
- 11 本書記載事項に虚偽のあった場合には、指名停止措置等を行うことがある。

地域活動実績評価資料

工事名: _____

商号又は名称: _____

令和 年度 の実績	活動の種類	
	活動の期間	年 月 日 ~ 年 月 日
	活動の事実を確認できる 活動の相手方又は地域の 代表者等の住所・氏名・ 電話番号	
	活動の内容 (具体的に)	
令和 年度 の実績	活動の種類	
	活動の期間	年 月 日 ~ 年 月 日
	活動の事実を確認できる 活動の相手方又は地域の 代表者等の住所・氏名・ 電話番号	
	活動の内容 (具体的に)	
証明書類の添付		有 ・ 無 (他提出済工事 発注先: _____ 工事番号・工事名: _____)

(注)

- 1 地域活動の実績は、〇〇年度及び〇〇年度について1件ずつ記載すること。両年度のいずれにも実績がある場合にのみ評価の対象とする。ただし、両年度の活動内容は共通のもので無くともよい。
- 2 当該評価項目について実績を有しない場合は、本書の提出を要しない。
- 3 企業として取り組み、対価を得ていない地域活動（ボランティア）について、実績内容を確認できるように記載すること。
- 4 評価の対象とする地域活動は、茨城県が管理する社会資本（道路、河川、公共施設等）の維持管理に関するボランティア活動（除草、清掃、植栽等）で、第三者の客観的な証明書類（協定書、感謝状、新聞記事、主催者の参加証明等）で確認できるものに限る。また、活動を証明する書類を添付すること。
- 5 活動の事実を確認できる相手方等の電話番号については、記載可能な場合に記載すること。
- 6 地域活動の実績が、本年度他の総合評価工事（入札執行済みのものに限る）にて参加申請資料として証明書類を提出済みの場合は、証明書類の添付を省略できる。この場合は、申請提出済み工事の発注先、工事番号、工事名を記載すること。
- 7 本書記載事項に虚偽のあった場合には、指名停止措置等を行うことがある。

技術提案書 (標準例)

工 事 名		会 社 名	
		作 成 年 月 日	
工 事 箇 所		作 成 者 氏 名	

当工事の技術提案については以下のとおりとします。本技術提案が適正と認められた場合にはこれにより施工します。

**※何れかを
選択すること**

{

 なお、技術提案が適正と認められなかった場合には標準案に基づき施工します。

 なお、本技術提案が適正と認められなかった場合には、入札参加を辞退します。

技術提案事項	
--------	--

技術提案の内容
1. 提案値 (単位:) 2. 技術提案に関する具体的な内容 (具体的な施工方法及びその長所、短所等を記載すること) 3. 工事目的物の性能・機能等に与える影響について (提案した施工方法による工事目的物の性能・機能等に与える影響を記載すること) 4. 施工の安全性について (提案した施工方法の安全性や安全対策について記載すること) 5. 材料等の品質について (提案した施工方法の材料等の品質やその確保対策について記載すること) 6. 周辺環境への影響について (提案した施工方法により周辺に与える影響及びその対策について記載すること) 7. 経済性 (総合的なコストも含む) について (提案した施工方法の経済性及び経済的な効果を記載すること) 8. その他の問題点と対応策 (上記以外の問題点とその対応策を記載すること) 9. 施工実績の有無 (実績がある場合には、発注者、工事名、工事場所、CORINS登録番号等を記載すること) 10. その他必要な事項

- (注) 1 技術提案事項に対し本書をA4用紙2枚以内で簡潔に作成すること。発注者が複数項目の技術提案を求めている場合には、それぞれの技術提案についてA4用紙2枚以内とする。
- 2 必要に応じ、最小限の資料 (図面、写真等) を別途添付してもよい。
- 3 必要に応じ本技術提案に関するヒアリングを実施することがある。

県内下請負の選定評価資料

工事名： _____

商号又は名称：

評価項目	回 答
県内下請負の選定計画	<ul style="list-style-type: none">・ 県内業者との契約予定金額の合計が〇〇万円以上・ 県内業者との契約予定金額の合計が△△万円以上〇〇万円未満・ 上記以外

(注)

- 1 評価の対象とする下請計画は県内に建設業法に基づく主たる営業所を有する業者との一次下請契約とし、回答欄で該当するものを○で囲むこと。
- 2 本工事の落札契約後において、下請計画の履行確認を行う。履行確認は、下請契約書、下請負人通知及び施工体制台帳等により行う。
- 3 評価された下請計画が履行されない場合には、工事成績の減点、指名停止の措置を講じる。

様式第9号（評価項目算定用）（鋼橋上部工事）

県内下請負の選定評価資料

工事名： _____

商号又は名称： _____

評価項目	回 答
<p>地域内拠点の有無及び 県内下請負の選定計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 茨城県内に本店を有する。又は茨城県内に支店等（営業所を含む）を有し、かつ県内業者との契約予定金額の合計が〇〇万円以上 ・ 茨城県内に支店等（営業所を含む）を有し、かつ県内業者との契約予定金額の合計が△△万円以上〇〇万円未満。又は、県内業者との契約予定金額の合計が〇〇万円以上。 ・ 茨城県内に支店等（営業所を含む）を有する。又は県内業者との契約予定金額の合計が△△万円以上〇〇万円未満。 ・ 上記以外

(注)

- 1 評価の対象とする下請計画は県内に建設業法に基づく主たる営業所を有する業者との一次下請契約とし、回答欄で該当するものを○で囲むこと。
- 2 本工事の落札契約後において、下請計画の履行確認を行う。履行確認は、下請契約書、下請負人通知及び施工体制台帳等により行う。
- 3 評価された下請計画が履行されない場合には、工事成績の減点、指名停止の措置を講じる。

企業の新規雇用実績

工事名： _____

商号又は名称： _____

氏名（被雇用者）	
雇用開始年月日 （雇用期間）	年 月 日～ （入札公告日現在 年 カ月雇用）
雇用者住所・氏名	
生年月日	年 月 日
入札公告日時点の年齢	歳
雇用前の勤務先	同一企業または資本及び人事面で関連企業ではない

（注）

- 1 評価対象となる新規雇用の実績が無い場合は、本書の提出を要しない。
- 2 評価の対象は、〇〇年4月1日以降に正規雇用（原則、企業で定める就業規則の所定労働時間がフルタイムで期間の定めのない雇用契約）した従業員（被雇用者）を入札公告日まで3か月以上継続雇用している場合とする。
 ※パート・アルバイト、派遣社員、契約社員、臨時社員、特定技能外国人（技能実習・特定技能1号）等は評価対象外
- 3 評価の対象とする従業員は、入札公告日時点で35歳未満とし、雇用後の職種や勤務地・居住地の限定はしないが、直接的かつ恒常的な雇用関係がある者とする。（事務や経理も可）
- 4 新規雇用した従業員の雇用前（過去）の勤務先が、入札参加者（共同企業体の場合は構成員のいずれか）と同一企業または、資本もしくは人事面において関連がある企業の場合は評価対象外とする。
- 5 受注形態が特定建設工事共同企業体の場合は、構成員のいずれかの実績で良い。
- 6 評価対象となる従業員（被雇用者）について以下の証明書類を添付すること

【添付資料】

- ①従業員の雇用年月日、入札公告日時点の年齢がわかる書類
 - ・健康保険被保険者証又は雇用保険被保険者資格所得確認等通知書の写し
（雇用日はそれぞれ「資格取得年月日」、「被保険者となった年月日」とする）
 - ②正規雇用されていることがわかる書類
 - ・雇用契約書、労働条件通知書の写しなど
 - ③従業員を3ヶ月以上継続雇用したことを証明できる書類
 - ・賃金台帳、出勤簿の写しなど
- 7 本書記載事項に虚偽のあった場合には、指名停止措置等を行うことがある。

若手又は女性技術者の配置

工事名 : _____

商号又は名称 :

若手又は女性技術者の配置	<input type="checkbox"/> 現場代理人 <input type="checkbox"/> 主任(監理)技術者 として配置する
若手又は女性技術者名	〇〇 〇〇
要件	<input type="checkbox"/> 若年者 (35 歳未満) ・ <input type="checkbox"/> 女性
生年月日	年 月 日
入札公告日時点の年齢	_____ 歳
主任技術者又は監理技術者の資格要件の有無	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無
保有資格要件の内容	(例) 〇〇施工管理技士等 ※証明資料添付

該当する項目の□にチェックを入れてください。

(注)

- 1 評価対象となる若手又は女性技術者を配置しない場合は、本書の提出を要しない。
- 2 評価の対象は、当該工事に現場代理人又は主任(監理)技術者として若手又は女性技術者を配置する場合とする。なお、当該工事において現場代理人及び主任(監理)技術者を兼任する場合も評価の対象とするが、他工事と兼務する場合は評価の対象外とする。
- 3 評価の対象は、入札公告日時点で35歳未満の若手技術者、又は女性技術者とする。また、元請業者と直接的かつ恒常的な雇用関係があり、入札公告日以前に3ヶ月以上の雇用関係がある者とする。
- 4 当該工事の業種区分に該当する主任(監理)技術者の資格要件を有する若手又は女性技術者を現場代理人として配置する場合は、保有資格要件の内容を記入のうえ、資格を有することを証明する資料を添付すること。

【添付資料】

・保有資格の合格証明書の写し、実務経験の証明書類 等

なお、主任(監理)技術者の資格要件は、建設業法第7条第2号、同法第15条第2号に規定する資格とし、入札公告日時点において資格を有する場合とする。

- 5 本工事において配置予定している若手又は女性技術者を申請時点で1名に特定できない場合は、現場代理人及び主任(監理)技術者について、複数(それぞれ3名まで)の者を配置予定の若手又は女性技術者としてすることができる。この場合、本書はすべての配置予定若手又は女性技術者について提出するものとし、若手又は女性技術者の評価点については、最も低い評価を受けたものをもって算定する。なお、落札者は、落札者決定から契約前までの間に1名を選択するものとする。
- 6 本書を提出し工事を落札した者は、本書に基づき、現場代理人及び主任・監理技術者等選(改)任通知書を提出すること。なお、やむを得ない事情により、現場代理人等(本書に記載した若手又は女性技術者)が変更になる場合は、評価を受けた若手又は女性技術者と同等の評価を得られる技術者を配置することができる。

【製作工と架設工(現場据付工)の工種がある場合は、それぞれ別の技術者(評価を受けた若手又は女性技術者と同等の評価を得られる技術者)を配置することができる。】

- 7 本書どおりの履行がなされなかった場合には、工事成績評定点を減ずる措置を行う。

登録基幹技能者の配置

工事名： _____

商号又は名称： _____

登録基幹技能者の配置	配置する
登録基幹技能者講習の 種類	登録〇〇基幹技能者 (または登録〇〇基幹技能者)

(注)

- 1 登録基幹技能者を配置しない場合は、本書の提出を要しない。
- 2 当該工事で指定した職種の登録基幹技能者を配置する場合に評価する。
その他の登録基幹技能者については、評価の対象としない。
- 3 本書には、当該工事で指定した職種の登録基幹技能者が複数の場合は、種類を複数記載することを可能とする。本書を提出し工事を落札した者は、そのうち1種類以上の登録基幹技能者を配置すること。（当該工事で指定した職種以外の登録基幹技能者が記載されている場合は、評価の対象としない。）
- 4 配置する登録基幹技能者については、元請業者又は下請業者が雇用する者とする。
- 5 本書を提出し工事を落札した者は、指定した職種の登録基幹技能者が従事する主要な工種については、全てに従事させなければならない。なお、主要な工種については、監督員と協議の上決定すること。
- 6 発注者から登録基幹技能者の従事状況の立会を求められた場合には、受注者はこれに応じなければならない。また、受注者は工事竣工日までに様式16-2号登録基幹技能者配置実績報告書を提出すること。
- 7 やむを得ない事情（下請業者の変更等）がある場合は、発注者と協議のうえ、当該工事で指定した登録基幹技能者に変更することができる。ただし、上記5の条件を満たすこと。
- 8 本書どおりの履行がなされなかった場合には、工事成績評点を減ずる措置を行う。

様式第17号 (評価項目算定用)

災害時の基礎的事業継続力認定資料
(国土交通省関東地方整備局長から認定を受けた場合のみ対象)

工事名 : _____

商号又は名称 : _____

認定 の 内 容	認定を受けた企業名	
	認定番号	
	認定日	年 月 日
	認定期間	年 月 日 ~ 年 月 日

(注)

- 1 当該評価項目について認定を受けてない場合は、本書の提出を要しない。
- 2 国土交通省関東地方整備局長から受けた災害時の基礎的事業継続力認定について、記載すること。
- 3 国土交通省関東地方整備局長から受けた認定証の写しを添付すること。
- 4 当該工事の入札公告日が認定期間である場合に評価対象とする。
- 5 受注形態が特定建設工事協同企業体の場合はいずれかの構成員が認定を受けていれば評価対象とする。

ICT施工技術の活用計画書

工事名： _____

商号又は名称： _____

施工プロセス	ICT施工技術の内容
(1) 3次元起工測量	以下から選択して3次元起工測量を実施 ※ア・オカはICT土工のみ対象 ア 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量 イ 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 ウ トータルステーション等光波方式を用いた起工測量 エ トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 オ RTK-GNSSを用いた起工測量 カ 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 キ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 ク その他の3次元計測技術を用いた起工測量
(2) 3次元設計データ作成	3次元起工測量データと設計図書の図面データを用いて、3次元設計データを作成
(3) ICT建設機械による施工	3次元設計データを用いて、以下に示すICT建設機械を作業に応じて選択して施工を実施する。 ア 3次元MCまたは3次元MGブルドーザ（3次元MG建機はICT土工のみ対象） イ 3次元MCまたは3次元MGバックホウ（ICT土工のみ対象） ウ 3次元MCモーターグレーダ（ICT舗装工のみ対象） ※MC：「マシンコントロール」の略称、MG：「マシンガイダンス」の略称
(4) 3次元出来形管理等の施工管理	ICT建設機械による施工において、以下に示す方法で、出来形管理及び品質管理を実施 ア 出来形管理 ・空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 ・RTK-GNSSを用いた出来形管理 ・無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ・地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ・トータルステーション等光波方式を用いた出来形管理 ・トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理 ・地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ・その他の3次元計測技術を用いた出来形管理 イ 品質管理 ※ICT土工のみ対象 ・TS・GNSSを用いた締固め回数管理による品質管理
(5) 3次元データの納品	3次元施工管理データを、工事完成図書として電子納品する。

※ICT施工技術の活用を計画する全ての施工プロセスの左欄に○を記載して下さい。

(注)

- 1 当該工事においてICT施工技術の活用を計画しない場合は、本書の提出を要しない。
- 2 ICT活用促進工事（土工）またはICT活用促進工事（舗装工）のいずれかで、ICT施工技術を活用する場合に評価の対象とする。
- 3 「全ての施工プロセスで活用する」計画として評価を受けた場合に、当該工事の着手前に、発注者から別途工事等で実施した3次元測量データの提供があった場合は、3次元起工測量を除く、他の全ての施工プロセス（上記（2）～（5））において、ICT施工技術を活用すること。
- 4 「一部の施工プロセスで活用する」計画として評価を受けた場合に、計画した施工プロセスでのICT施工技術の活用が困難な場合、受発注者協議のうえ、活用する施工プロセスの変更を可能とする。ただし、いずれかの施工プロセスでICT施工技術を活用すること。
- 5 落札決定後に受発注者間で協議を行い活用する施工技術を決定すること。なお、協議結果に基づき、当工事においてICT施工技術を活用した場合は、評価の可否に係わらず設計変更の対象とする。
- 6 一部の施工プロセスで活用する場合の組み合わせの例 [(1)+(2)、(1)+(2)+(3)、(1)+(2)+(4)+(5)]
- 7 ICT施工技術の活用する規模が極めて小さい場合（一部の施工数量のみ等）は評価の対象外とする。
- 8 受注者の責めにより、本書どおりの履行がなされなかった場合には、工事成績評点を減ずる措置を行う。ただし、(注)4及び(注)5に該当する場合はこの限りではない。

週休2日制工事の施工実績

（茨城県立地推進部、土木部及び茨城県企業局発注工事における履行実績取組証がある場合のみ対象）

工事名： _____

商号又は名称： _____

評価の対象とする週休2日制工事	
工事番号	
工事名	工事
発注機関	事務所
工事竣工日	年 月 日
発注方式	<input type="checkbox"/> 完全週休2日制促進工事

該当する項目の□にチェックを入れてください。

（注）

- 1 当該評価期間において週休2日制工事の実績がない場合は、本書の提出を要しない。
- 2 評価の対象は、〇〇年4月1日から入札公告日までの期間に竣工した茨城県立地推進部、土木部及び茨城県企業局発注の「完全週休2日制促進工事」における履行実績取組証がある場合とする。
- 3 発注機関から発行された履行実績取組証の写しを添付すること。
なお、評価の対象とする週休2日制工事の竣工日が入札公告日直近であり、発注機関からの履行実績取組証の発行が遅れているため、申請時点で提出出来ない場合は、発行後速やかに提出すること。（設計変更で経費補正を行っている等、履行実績取組証の発行が確実なもののみとする。）
- 4 受注形態が特定建設工事協同企業体の場合は、いずれかの構成員に履行実績取組証があればよい。

防疫協定に基づく防疫業務実績評価資料

工事名： _____

商号又は名称：

防疫業務の概要	防疫協定の名称	特定家畜伝染病発生時の防疫業務に関する協定書
	協定締結者	茨城県農林水産部畜産課 〇〇協会
	防疫作業の種類	(例：高病原性鳥インフルエンザ等)
	防疫作業の実施年月日	(例： 年 月 日 ～ 年 月 日)
	防疫作業の場所	〇〇市町村 〇〇地内 ほか
	防疫作業の事実を確認できる証明書類	畜産課が発行する災害活動証明書
	防疫作業の実施内容 (具体的に)	〇〇農場で確認された高病原性鳥インフルエンザの防疫措置作業

(注)

- 1 茨城県と締結している防疫協定に基づき行った防疫業務の実績について記載すること。なお、記載する実績は1件でよい。
- 2 防疫業務の実績は、入札日の属する年度を除く直近の過去2ヶ年度における防疫業務の実績とし、協定に基づく活動実績について評価の対象とする。
- 3 防疫業務の実績内容を確認できるように記載すること。また、実績を証明する書類を添付すること。
(協定の協力要請に基づく実績であることを証明する書類で、協定締結団体等の活動証明書など)
- 4 本書記載事項に虚偽のあった場合には、指名停止措置等を行うことがある。

別記様式第0号：技術資料の一括提出申請書

本件責任者：氏名	連絡先
担当者：氏名	連絡先

茨城県知事 殿

住 所：
商号又は名称：
代表者氏名：
業者番号(単体)：

下記工事に係る技術資料の一括提出について申請します。

記

入札公告日： 年 月 日

工事①	工事番号	:	
	工事名	:	

工事②	工事番号	:	
	工事名	:	

工事③	工事番号	:	
	工事名	:	

工事④	工事番号	:	
	工事名	:	

工事⑤	工事番号	:	
	工事名	:	

(注意事項)

- 一括提出を希望する工事番号及び工事名をすべて記載すること。
- 記載がない工事案件の審査に係る技術資料には使用できない。